

平成 23 年 12 月 2 日
株式会社ジャックス
代表者名 取締役社長 春野 伸治
コード番号 8584（東証第一部・札証）
問い合わせ先
取締役上席執行役員 板垣 康義
TEL03-5448-1313

行政処分に関するお知らせ

平成 23 年 12 月 2 日付で、弊社は経済産業省・関東経済産業局より割賦販売法に基づく行政処分（業務改善命令）を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件に伴いまして、お客様、お取引先様をはじめ、株主様および関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

この度の事態を、たいへん重くかつ厳粛に受け止めており、個別信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するための体制の再整備に全力を挙げて取り組む所存でございます。

記

1. 処分に至った経緯

平成 23 年 4 月 17 日（日）に、弊社基幹システムの障害が発生し、加入指定信用情報機関との接続が一時的に不能となりました。その間、一部の個別クレジットの申し込みに対して、割賦販売法で定める個別支払可能見込額調査を実施せずに契約を締結した事案が発生しました。

また、その結果として、一部に過剰与信防止義務に抵触する契約を締結した事案がございました。

2. 処分内容・処分理由

別添を参照してください。

3. 今後の取り組み

弊社といたしましては、本件を厳粛に受け止め、再びこうした事態を起こすことがないよう改善策を策定し、着実に実行することで、一日も早く信頼を回復できるよう、全役職員が一丸となって取り組んでまいる所存でございます。

なお、今回の処分が弊社グループの業績（平成 24 年 3 月期）に与える影響は現時点では不明であります。今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上

【別添】

1. 処分内容

- (1) 割賦販売法（以下「法」という。）第 35 条の 3 の 21 第 1 項の規定に基づく改善命令
指定信用情報機関を利用した個別支払可能見込額調査を未実施のものについては、直ちに同調査を行い、記録を保存すること。また、その結果、個別支払可能見込額を超える与信を行ったものについては、購入者等の利益を保護するため適切な措置を講ずること。
- (2) 法第 35 条の 3 の 31 の規定に基づく改善命令
個別信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要なものとして割賦販売法施行規則（以下「省令」という。）に定める体制を整備するため、法令遵守体制、内部管理体制及び社内規則等を見直し、その充実及び強化を図ること。
- (3) 上記（1）及び（2）の措置は、この改善命令を行った日から 1 月以内に講ずること。

2. 処分理由

関東経済産業局が弊社に対して立入検査を実施したところ、以下のとおりの事実を確認し、業務の改善が必要と判断したため。

(1) 過剰与信防止義務違反

個別支払可能見込額調査について、システム障害が発生した間、顧客の求めに迅速に応じるため、指定信用情報機関を利用していないものがあつたとともに、個別支払可能見込額を超えた与信を行ったものがあつた。（法第 35 条の 3 の 3 第 1 項及び第 3 項並びに法第 35 条の 3 の 4 違反）

(2) 社内体制の不備

個別支払可能見込額調査について、システム障害発生時において、指定信用情報機関を利用していないものが相当数あつたとともに、個別支払可能見込額を超えた与信を行ったものが見受けられ、更にこれらの違反行為が組織的な指揮命令系統の下に行われたなど、個別信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要なものとして省令で定める体制を十分に整備していなかった。（法第 35 条の 3 の 26 第 1 項第 9 号該当）

以上